

重点目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

〈現状と課題〉

男女間の暴力防止の啓発と被害者への支援の充実

ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為^{*24}等は、重大な人権侵害です。なかでも、配偶者や恋人からの暴力は、被害者の多くが女性であり、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、対応が難しい状況にあります。

これらの暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係といった男女がおかれている状況に根ざした構造的な問題をも含んでいることを理解し、関係機関が連携して相談体制の充実から被害者の心身の回復に向けたケアまで、総合的に切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

生涯を通じた健康への配慮と支援

男女共に各人が互いの性について理解をし合い、互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、対等なパートナーシップの基礎となるものです。

特に女性の身体には、妊娠や出産を可能とする機能があり、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や病気などの問題に直面することから、女性の生涯の健康を支援する総合的な取組が必要です。

また、若者においては、性感染症が増加傾向にあることから、HIV 感染／エイズ^{*25}等に関する正しい知識の普及啓発や予防教育の推進が必要です。

さらに、現代のストレス社会では、誰でもこころの病にかかる可能性があります。自殺の原因となることもあり、心身のケアに関わる取組や仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けて取り組む必要があります。

※ 24 ストーカー行為

特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うことをいいます。

※ 25 HIV 感染／エイズ

エイズの正式な名称は後天性免疫不全症候群といます。エイズとはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が落ちる病気です。そのために症状が進行すると、健康な人なら何でもない細菌やウイルス、カビなどに抵抗できなくなり、重い病気にかかりやすくなります。

〈データにみる滋賀の姿〉

図 14 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験

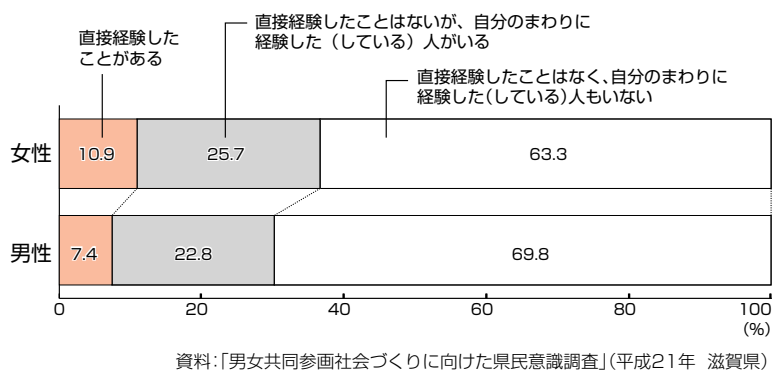


図 15 配偶者による殺人、傷害および暴行事件の検挙件数の推移 (全国)

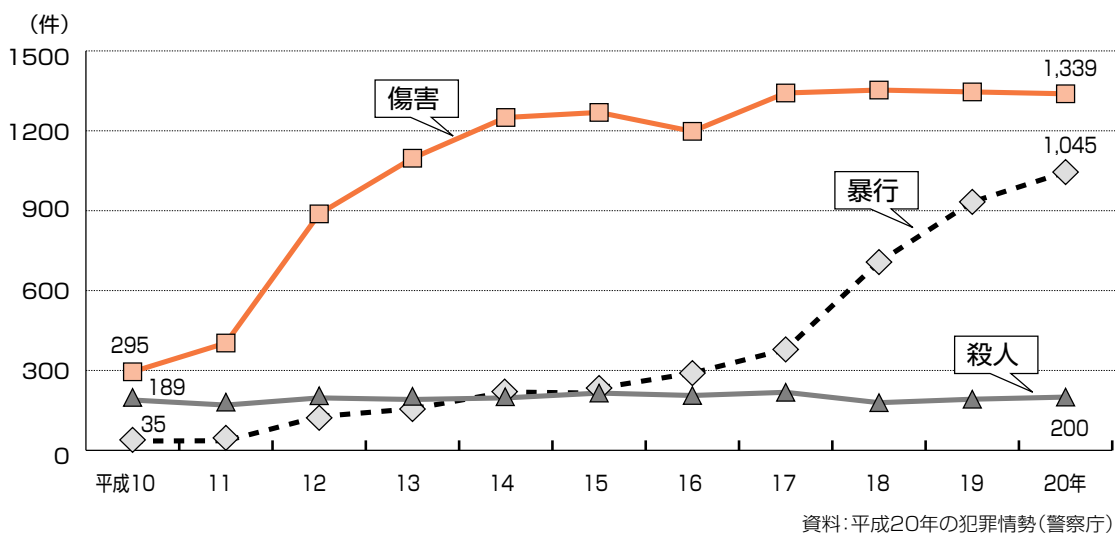
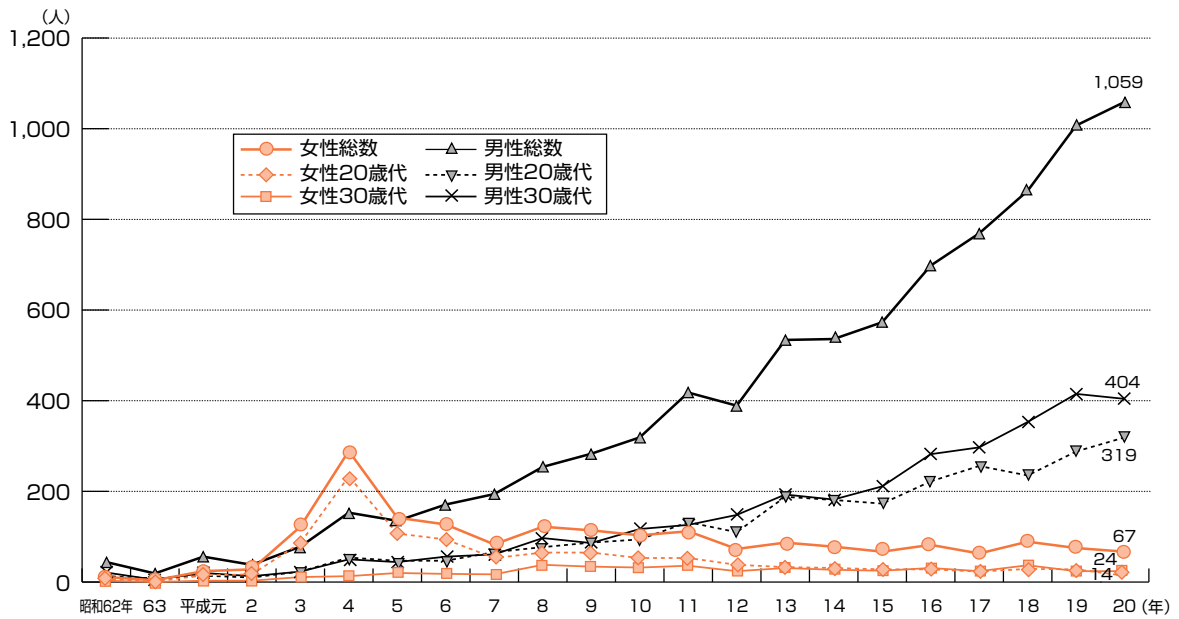


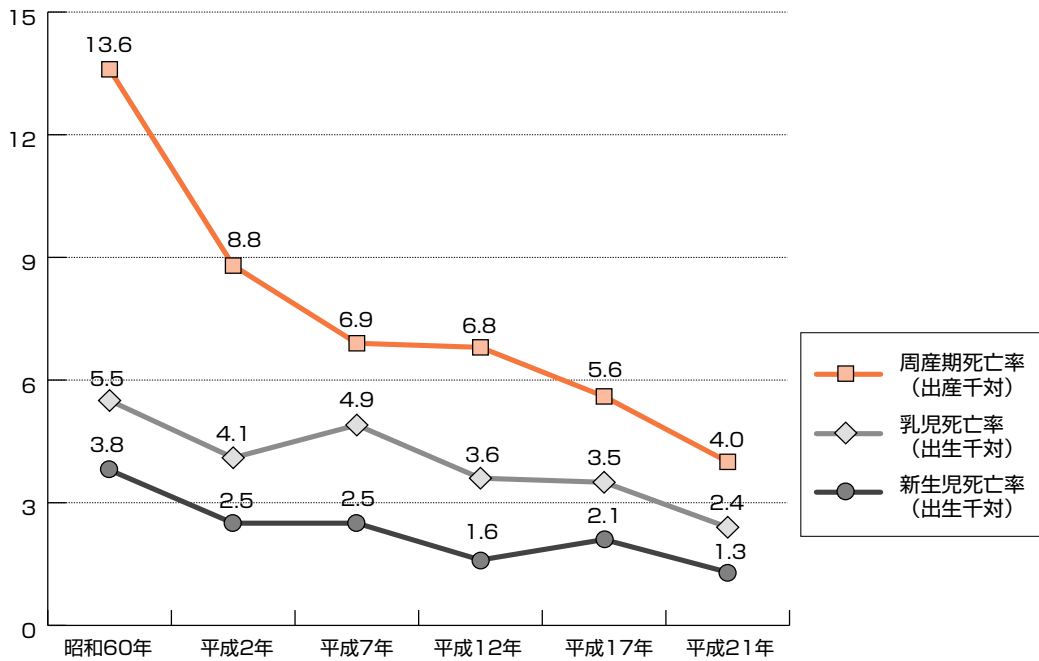
図 16 HIV 感染者の推移（全国）（性別・年代別）



(備考) 1. 厚生労働省資料より作成。
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

資料:男女共同参画白書平成22年版(内閣府)

図 17 母子保健関係指標の推移（滋賀県）



資料:人口動態統計(厚生労働省)

目指す姿

男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活ができるとともに、男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない社会

施策の方向と取組

(1) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- ① 職場や学校、地域等、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の根絶に向けて、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動を展開します。

＜総合政策部・商工観光労働部・関係部局＞

- ② 関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）に関する研修の実施や、被害者の相談に適切に応じるため、苦情・相談窓口の整備を進めます。

＜総務部・総合政策部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局＞

(2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

- ① ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）の根絶に向けて、男女間のあらゆる暴力が犯罪であることの社会の認識と理解を高めるための広報・啓発はもとより、暴力防止のための啓発を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ② 県民や医療関係者からの通報を円滑に進めるため、啓発および関係団体との連携を図るとともに、通報に対する確かな対応を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ③ 被害者からの相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員の資質向上ならびに職務関係者の事実確認や聴取などによる二次的被害の防止に向けた取組を進めます。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ④ 関係機関が連携し、被害者の迅速かつ適切な保護を図るとともに、被害者が安心・安全に過ごせる環境づくりおよび心身の回復に向けた支援を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・警察本部＞

- ⑤ 被害者の自立に向けて、関係機関が連携し、就業、住宅、福祉制度や安全確保のための施策等について、被害者への適切な情報提供などの支援を行います。

＜総合政策部・健康福祉部・土木交通部・警察本部・関係部局＞

- ⑥ 子どものいる家庭における配偶者からの暴力^{※26}が、児童虐待であることを広く周知するとともに、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、支援まで切れ目のない取組を行います。

＜総合政策部・健康福祉部＞

- ⑦ 日本語の理解が十分でない外国人被害者へは、言語や文化、慣習の違いに配慮し、多言語による情報提供の充実や相談窓口への通訳の派遣など支援体制を整えます。

<総合政策部・健康福祉部・商工観光労働部>

- ⑧ 配偶者からの暴力に対しては、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」に基づき、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制のもと、積極的に取り組みます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部、関係部局>

- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成19年7月改正法成立）に基づく市町基本計画の策定を働きかけます。

<健康福祉部>

(3) 性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進

- ① 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関や暴力の根絶に向け活動している民間団体と連携しながら、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ② 被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上ならびに二次的被害^{*27}の防止に向けた取組を進めます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ③ 関係機関と連携しながら、被害者に対する保護・支援体制の整備を進めます。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ④ 様々な形態の暴力について、その実態を把握し、予防や再発防止の方策を総合的に検討します。

<総合政策部・健康福祉部・警察本部>

- ⑤ 子どもに対する性暴力や犯罪に対しては、早期発見、早期保護、心身のケアに努めるとともに、民間団体とも連携しながら子どもの権利擁護や子どもを取り巻く環境浄化の取組を進めます。

<総合政策部・健康福祉部>

※ 26 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

※ 27 二次的被害

相談・捜査・裁判・自立支援等に携わる関係者の不適切な言動でさらに被害者が傷ついてしまうこと。

(4) 子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進

- ① 家庭や地域において、男女間のあらゆる暴力の防止についての意識が浸透するよう、啓発や家庭教育等を支援する学習機会を充実します。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞
- ② 男女間のあらゆる暴力の防止に向けて、子どものときからの暴力防止の啓発や子どもの発達段階に応じた命の大切さを育む教育の充実を図ります。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞
- ③ インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪に巻き込まれることのないよう、あらゆる機会を通じて子どもにルールやマナーを教え、情報モラルの育成に努めます。
＜総合政策部・教育委員会・警察本部＞

(5) 性の尊重についての意識の浸透と教育の充実

- ① 男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康に関する自己管理の重要性についての認識を高めるため、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。
＜総合政策部・健康福祉部・関係部局＞
- ② 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に性教育の充実を図り、教職員に対する研修等を行います。
＜教育委員会・関係部局＞
- ③ 生涯学習においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等に応じた性に関する学習内容を取りあげ、学校・家庭・地域の連携による学習機会の拡充と情報の提供などを行います。
＜健康福祉部・教育委員会・関係部局＞

(6) 生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

- ① 思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等を通じて、男女が性と生殖に関する健康な生活を営むことができるよう、女性外来を含む男女の性差に応じた的確な医療供給体制を推進し、性と健康に関する相談や健康づくりの支援を行います。
＜健康福祉部・関係部局＞
- ② 周産期^{*28}医療体制の充実を図り、女性が安心して妊娠し出産期を過ごせるよう、保健医療対策と健康づくりの支援を推進します。
＜健康福祉部＞
- ③ 母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携しながら普及啓発を行います。
＜商工観光労働部・関係部局＞
- ④ 男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう、こころの健康も含めた総合的な保健医療対策と生活習慣病等の疾病予防などの健康づくりを推進します。
＜健康福祉部・関係部局＞
- ⑤ エイズ・HIV感染や性感染症に関する正しい知識の普及啓発などを行います。また、薬物乱用防止のため積極的な広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。
＜健康福祉部・教育委員会・警察本部＞

※ 28 周産期

周産期とは、出産前後の期間のことをいいます。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数のことです。(P46 計画推進の目標値)